

市指定史跡鹿野城跡 管理ガイドライン

平成 25 年 8 月
鳥 取 市

目次

1. 鹿野城跡の保存・管理基本方針	1
2. 鹿野城跡の歴史	2
3. 鹿野城跡の遺構	3
4. 鹿野城跡の資料	6
5. 鹿野城跡の文化財的価値	7
6. 管理計画	8
7. 附図	

鳥取市指定史跡 鹿野城跡 遺構分布図

文久元年 王舎城図（『因州記』所載）

例言

1. このガイドラインは、平成24年度・25年度の2ヶ年度にわたり、鳥取市教育委員会を中心に、鳥取市鹿野町総合支所、鳥取市鹿野町中央公民館、城山まもりたいなど、関係者が協議し、鳥取市指定史跡 鹿野城跡の良好な保存管理と活用のために作成したものである。
2. 鹿野城跡の遺構等に関する内容は、西尾孝昌氏（但馬考古学研究会）に委嘱して鳥取市教育委員会が実施した調査成果（『鳥取城調査研究年報』6号に掲載）を活用して作成した。
3. このガイドラインは、鹿野城跡の指定理由と、従来の現状変更許可の考え方を踏まえ、遺構の実状にあった保存管理・活用を実施するために策定した。
4. このガイドラインは、環境や保存管理・活用状況の変化により、必要に応じて見直しを行う。
5. このガイドラインは、平成25年8月15日より施行する。

1. 鹿野城跡の保存・管理基本方針

- 亀井氏の居城として整備された城郭であるとともに、近世の二度に渡る破城の痕跡をとどめる、史跡としての価値を後世に伝えることを最大の目的とする。
- 遺構の取扱いは、文久元年（1861）の「王舎城跡」の状態を基準とし、指定時の現状を踏まえたものとする。
- 地域住民と行政の協働により、鳥取市指定史跡鹿野城跡の保存と活用の両立を図る。
- 中世～近世の鹿野地域の歴史を示す貴重な文化財として、遺構の保存を基本とし、人為的な破壊等が行われないよう配慮する。
- 公園としての活用に極力配慮し、景観等については現状を基本として良好な状態の維持を心掛ける。
- 崩壊した石垣等については、公園・学校の安全確保に必要な措置を講ずる。その場合、極力遺構を保存した上で対策する。
- 説明板の計画的な設置等、文化財の活用のための方策を講ずる。

2. 鹿野城跡の歴史

鹿野城は河内川と水谷川の合流点、鹿野町の南側、標高 152mの妙見山に所在する。城域は東西約 300m・南北約 350mを測り、山城部分と山下の水堀に圍繞された平城部分に分かれる。主郭部と山裾との比高は約 100mを測る。

鹿野城は因幡から伯耆方面へ向かう内陸の幹線道路の要衝にあり、戦国期には「因伯仕切りの城」として重要視され、合戦の舞台となった。

明徳 2 年（1391）の明徳の乱で、因幡守護山名氏家に従い京都二条大宮で戦死した志賀野八郎という人物が見えることから、鹿野氏はこのころには存在していたようだが、鹿野城そのものについては天文 13 年（1544）出雲の尼子晴久によって攻略され、城主鹿野入道以下 300 余人が殺されたという記録が最古のものである。

永禄 7 年（1564）、毛利元就と結んだ鳥取城将の武田高信の指示によって、毛利軍と伯耆衆の南條宗勝が鹿野城を攻略した。永禄 13 年（1570）には、武田高信が毛利配下の久芳兵庫賢直に鹿野城下一保の在所を与えようとしており、当初は武田氏の影響下に置かれていたものと思われる。

その後は、毛利の軍勢（宇都宮家綱・湯原元綱・野村士悦・進藤豊後守ら）が、天正 8 年 5 月まで鹿野城に駐屯したが、この間の天正元年（1573）、野村士悦が鹿野の内に所領 300 貫を与えられ、鹿野城の普請を行った。

天正 8 年（1580）5 月上旬、鹿野城は秀吉の第一次因幡進攻の際攻撃され、三吉・進藤らは鳥取城主山名豊国や森下・中村らの人質を秀吉に渡して開城している（羽柴秀吉書状『利生寺護国寺文書』）。同年夏、秀吉は四人の守将（因幡の武田源五郎・丹波の赤井五郎忠家・石見の福屋彦太郎・出雲の亀井新十郎茲矩）を鹿野城に入れ、反毛利の最前線基地とした。

これに対し毛利方は鹿野に湯原元綱を派遣して攻撃させたが、鹿野城は落城せず、天正 9 年 10 月 28 日には、鳥取城を攻略して羽衣石城などの救援に向かった秀吉が鹿野城に宿陣している。

鳥取城落城後、秀吉は亀井茲矩を鹿野城主として配属し、気多郡 13,800 石を給与した。慶長 5 年（1600）関ヶ原の合戦では亀井は東軍に属し、高草郡 24,200 石を加増されて 38,000 石となった。慶長 14 年（1609）年茲矩は家督を子政矩に譲ったが、慶長 17 年（1612）にさらに 5,000 石加増されて、43,000 石となった。慶長 19 年（1614）の大坂の陣の時には、鹿野城から 1700 人もの軍勢が徳川方で参戦したという。元和 3 年（1617）7 月、政矩は石見国津和野に転封された。

その後、鹿野城付近には、池田光政の重臣日置豊前、寛永 17 年～寛文 2 年（1640～62）には池田輝澄（輝政の子）が居住したという。

寛永 5 年に出火にあって建物が焼失し、正保 1 年（1644）には平城部分が破城された。

3. 鹿野城跡の遺構

①山城部分

鹿野城は天守台の位置する主郭から二方向に延びる尾根に大規模な曲輪群を設け、2つの尾根に挟まれた谷部に小曲輪群を配置した縄張りである。

(1) 主郭1

方形で14×14mを測り、高さ約1.5～2mを測る石垣を巡らせている。石垣は河原石を使った野面積みである。石垣の上部や隅角部などは取り崩されているようである。発掘調査によれば、5間四方（柱間約2m）の天守台であったようで、飾瓦・丸瓦・平瓦などを採集している。この天守閣は本瓦葺・入母屋造で重層の天守と考えられている。

(2) 曲輪2

主郭1を取り巻く帯曲輪（幅4～8.5m）となっており、主郭1との段差は約3mを測る。現状では、曲輪2の縁には石垣はみあたらない。発掘では、鯪瓦・平瓦・丸瓦・軒飾瓦片などが出土している。

(3) 曲輪3

10×7mを測る小曲輪であるが、斜面に石垣が張り巡らされている。やはり破城遺構と考えれば、曲輪3は小規模ではあるが石垣をもつ付櫓跡で、天守への入口を兼ねていたものと思われる。

(4) 曲輪4

18×21mを測り、曲輪3からの転石が散乱している。曲輪4は石垣普請か否かは不明であるが、表面観察では石垣ではなさそうである。

(5) 曲輪5

2×7.5mを測り、北と西斜面に整然とした石垣がみられる。石垣は高い箇所では約2mを測り、一部に角石が残存している。この曲輪は2段積の石垣であったのか、または破城によって曲輪が小さくなったものかは判別できない。

(6) 曲輪6

6×13mを測り、西側に土塁（幅2.5～3m・高さ0.9m）を構築している。さらに北から西の斜面には石列が構築されており、西斜面には幅4m・長さ35mの縦堀を設けている。曲輪6の下段の曲輪9の裾部にはやはりかなりの転石がみられるので、曲輪6も石垣が巡らされていたかも知れない。なお、曲輪6には現在城山神社（妙見社）が鎮座しており、当時から城の鎮守として祀られていたものであろう。

(7) 曲輪7

23×33mを測り、現在貯水槽と展望台が建設されている。現状では石垣はみられないが、曲輪7の東下の曲輪13の裾部にはかなりの転石が散乱しているので、石垣が巡らされていたかも知れない。

(8) 曲輪8

6×12mを測る小曲輪で、石垣は構築されていない。

(9) 曲輪 9

山城中最大規模で、東西約 54m・南北約 27mを測る。発掘では、南北の長軸 8間×東西の長軸 7.5間（但し南西隅 3×2、北東隅 1.5×3.5を欠く）に配列された礎石を検出している。南西・北東隅は元来から無かったものとする、本礎石の配列は「南北 6×東西 6間」の礎石を本体にし、2×4.5間が西に、1.5×2.5間が北に付属する形になるという。瓦も平瓦・丸瓦・軒丸瓦（丸に一引両）・棟飾瓦（菊花紋）・軒飾瓦など多数の瓦が出土しており、曲輪 9は山城部の中心的・日常的な居住区と考えられ、礎石建物は居住部分を含んだ本瓦書院建築が所在していたものと考えられている。

(10) 曲輪 10

曲輪 7下の急斜面に構築されており、18×5mを測る。

(11) 曲輪 11

曲輪 10の下の急斜面に造られた 2段の上段=4×4m、下段=3×3mの小曲輪

(12) 曲輪 12

15×16mを測り、現在貯水槽が設けられている。現状では石垣はみられない。

(13) 曲輪 13

41×13mを測り、瓦片も発見されている。曲輪の北側斜面全体に河原石の石垣列がみられ、当時は総石垣の曲輪であったものと思われる。

(14) 曲輪 14

23×13mを測る曲輪で、通称「大平」と呼ばれている。現状は自然災害を伴った傾斜とみられているが、曲輪 14の前面（北側斜面）には帯曲輪と共に 2～3段の石列がみられ、当初は段積みの高石垣が構築されていた可能性がある。稲荷神社の背後（南側）には数mにわたって高石垣が残存しており、檜台状の石垣もみられる。山裾から曲輪 14に入る虎口は不明確であるが、石垣が残存している東隅部に坂虎口を設けていたものと思われる。なお、曲輪 14には西側から入る虎口も考えられよう。

(15) 小規模曲輪群 (15)

曲輪 14の西側には構築されているが、その性格は不明である。しかし、その曲輪群の西側尾根には 2段になった石塁が構築されている。東側は高さ約 2.5～3mほどの石垣であるが、西側は高さ 4mを超える河原石の石垣が構築されている。この石塁は、西側の防御性を高めるために設けられたものであることは明白である。

① 平城部分

平城部分は現状では、鹿野中学校グラウンドとなっている通称「本丸」と鹿野中学校校舎となっている通称「二の丸」からなっている。

(1) 本丸

南側の薬研堀から北側の稲荷神社の辺りまで内堀が巡らされている。本丸には南側と北側を防御する2つ大規模な石塁が構築されており、破城の跡が明確に分かる。石塁の形状から、南端の石塁には多聞櫓（「南櫓」）、北西端の石塁は隅櫓と多聞櫓（「北櫓」）が構築されていたものと思われる。またその直下に本丸への虎口が想定され、南櫓の東側と北櫓の山裾に虎口（城門）があったであろう。本丸の大手は北東側、二の丸へ通じる所に所在していたものと思われ、現状から考えると、内柵形の城門が想定出来る。

（2）二の丸

堀に囲まれており、所謂馬出曲輪（角馬出）となっている。二の丸の西端には大きな土塁が残存しており、二の丸の縁全体に土塁が巡らされていたものであろう。二の丸の大手虎口は、曲輪の形状から判断して東側に構築されていたものと思われる。また、搦手虎口は西側の土塁の南側に構築されていたであろう。両虎口には土橋と城門がもうけられていたものと推察される。

【参考文献】

1. 『鹿野城跡調査概報』鹿野町教育委員会・鹿野城跡調査委員会 1981年
2. 『日本城郭体系14（鳥取・島根・山口）』新人物往来社 1980年
3. 『鳥取県の地名』（日本歴史地名体系32）平凡社 1992年
4. 『鳥取県中世城館分布調査報告書・第1集（因幡編）』鳥取県文化財保存協会 2002年
5. 『豊岡市の城郭集成I』（竹野町・城崎町・旧豊岡市）豊岡市教育委員会 2012年
6. 『因幡若桜鬼ヶ城』城郭談話会 2000年
7. 三浦正幸『城のつくり方図典』小学館 2005年
8. 桑田忠親『改訂信長公記』新人物往来社 1989年
9. 『織田vs毛利—鳥取をめぐる攻防—』鳥取県 2007年
10. 『天正九年鳥取城をめぐる戦い』鳥取歴史博物館 2005年
11. 『鳥取城調査研究年報』（第5号）鳥取市教育委員会 2012年

（1・2項については西尾孝昌「鳥取市域の城郭～陣城・景石城・鹿野城など」（『鳥取城調査研究年報』第6号）より抜粋し加筆修正した。）

4. 鹿野城跡の資料

城郭としての鹿野城の普請や作事を知ることができる資料は少なく、破城を受けていることから江戸時代の文書も少ない。

現状では安倍恭庵『因幡志』や『鹿野筆継』等の記述が根拠となっているが、今後一次史料での確認作業等が必要である。絵図資料としては、江戸時代に古城の記録として作成された『因伯古城跡図誌』が残されているほか、亀井茲矩の二百五十回忌の際に描かれた津和野町太鼓谷稻荷神社所蔵の『因州記』（1861）所載「王舎城図」が比較的正確であり、江戸時代末期の様相が判明する。

5. 鹿野城跡の文化財的価値

鹿野城跡は、大きく、山城部分（山上の丸）と平城部分（山下の丸）に分けることができる。

① 山城部分

鹿野城は石垣をもつ近世城郭であるが、曲輪配置は連続性がなく分散的であり、小曲輪群もみられるので、築城起源は南北朝期であろう。戦国期にも曲輪の拡張と共に堅堀などによる改修が加えられている。主郭から流山に至る尾根鞍部の堀切・堅堀や曲輪6西側の堅堀などによる改修は戦国期であろう。また流山の尾根筋にも数条の堀切や堅堀が確認出来、流山も南北朝期から戦国期まで城郭として利用されていたようである。鹿野城は、石垣の算木積が未完成、石垣の反りがみられない、曲輪の虎口が枡形ではなく平入りであること等を勘案すると、天正期後半の亀井茲矩による築城と思われる。また、曲輪・石塁などが全体的に破城されていることは間違いないが、その時期は元和の一国一城令後の池田光政時代と思われる。尚、御殿風の書院造建物遺構や天守台遺構などの出土に伴う遺物などからは、山上を居住空間として利用していた可能性があり、今後検討をしていく必要がある。

② 平城部分

本丸に角馬出（二の丸）が取り付く構造と推察され、上記馬出の事例からすると、平城の築城時期は慶長期後半となろう。しかし、「王舎城図」（『因州記』所収、1861年）では二の丸から本丸の中程に入る大手道はなく、二の丸の両端から本丸に入る構造となっている。平城部分の破城の具体的状況も含め、今後検討を要する問題である。

○鹿野城跡は、中世に始まる城郭を、亀井氏が近世城郭に改修して居城としたもので、山城と平城のふたつの性格をもつ。

○さらに、その双方に近世の二度に渡る破城が行われた遺構が残されている点で、文化財として高く評価される。

6. 管理計画

① 管理のゾーニング

鹿野城跡の現状を踏まえ、管理のためのゾーニングを下記のように定める。

区分	名称	管理の基本方針	具体的な場所
1	主要遺構ゾーン ※天守台、御殿跡など重要な遺構の存在する範囲。破城の遺構等主要な価値を構成する遺構を含む。	○遺構の保存を第一とし、遺構保存のための伐採等を除き、極力改変を加えない。 ○国史跡と同レベルで現状変更を制限する。	主郭1 曲輪2～5、曲輪9
2	遺構現存ゾーン ※石垣、土塁等が確認でき、遺構が良好な状態で残されていると想定される範囲。	○遺構に影響を与えない範囲の現状変更については、支所・文化財課と協議の上、手続きを経て実施することとする。	曲輪8、10、11、 13、15
3	遺構埋没ゾーン グラウンド等、盛土が厚く、多少の掘削では遺構に影響がないと考えられる範囲。従来工事等により、遺構が滅失していると考えられる範囲。	○日常の管理、現状維持のための作業については、原則届け出等は不要。 ○盛土内の掘削は、「日常の管理の範囲内」とし、現状変更手続き不要とする。個別部位の盛土厚については、工事記録等で確認する。 ○増設や位置変更を伴わない樹木や既存施設の更新については、日常管理の範疇として、現状変更許可を要しないものとする。 ○史跡全体に影響を与える行為、土木工事にあたる行為については、埋蔵文化財包蔵地としての届出・現状変更許可が必要。	本丸周辺（遺構現存部分を除く） 二ノ丸（一部除く） 稻荷神社周辺 曲輪6、7 曲輪12・14（外郭除く）

※遺跡の状況により、各ゾーンは点在する。

※ゾーンの設定は、附録「鳥取市指定史跡 鹿野城跡 遺構分布図」の曲輪区分に基づく。

② 管理上の協議の手順

城跡公園の「日常的な維持管理」及び「協議の窓口」

※従来どおり、鹿野町総合支所産業建設課が担当する。

城跡遺構の保存に影響する「現状変更」の許可・不許可

※産業建設課を窓口として、実施予定者と協議した上で、文化財課が許可・不許可を判断する。

③ 管理の基本ルール

主要遺構ゾーン（区分1）

※現存する樹木の剪定・伐採については、「日常的な管理の範囲」とする。

※補植については、「現状変更」扱いとする。

※既存園路の維持補修等は「日常の管理の範囲」とするが、掘削を伴う場合は工法・範囲などについて事前協議の上、文化財課が現状変更の可否を判断する。

遺構埋没ゾーン（区分3）

※大規模な掘削や改変を伴うものを除き、支所の判断で対応するものとする。

※現状維持のための補植についても、桜・松とも「日常的な管理の範囲」とし、支所の判断で対応する。

※ただし、存在しない樹種の新植等については、現状変更にあたるため、支所を窓口として、文化財課と事前に必要な協議を行うものとする。

遺構現存ゾーン（区分2）

※現存する樹木の剪定・伐採・補植等の維持管理については、「日常的な管理の範囲」とする。

※既存園路の維持補修等も「日常の管理の範囲」とする。

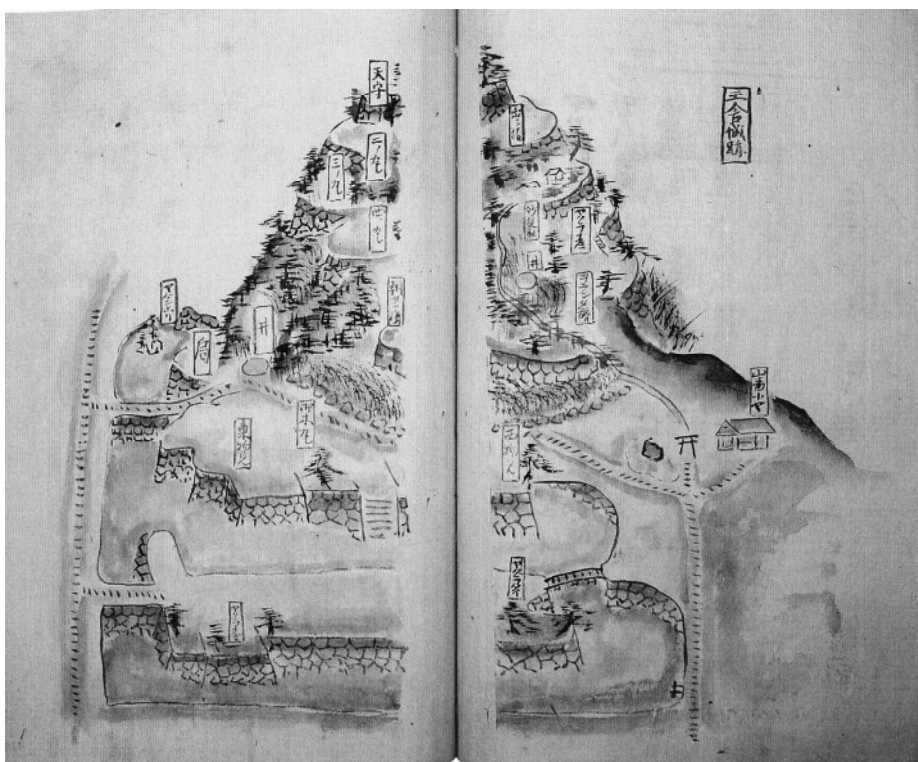
※遺構に影響が及ぶ場合は、事前協議の上、文化財課が現状変更の可否を判断する。

その他

その他不明の点についてはその都度協議する。



堀端の松は、江戸時代末期にはすでに存在している（槽台の石垣を除去した跡と考えられる）
近世以来の城跡景観の構成要素として、原状回復・維持が必要である。



文久元年『因州記』（島根県津和野町 太鼓谷稲成神社所蔵）の鹿野城跡図
※江戸時代末期の鹿野城跡を描いたもの。

